○京丹後市表彰条例

平成 16 年 7 月 7 日 条例第 241 号

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の自治功労者等に対する表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、自治功労者表彰、功績者表彰及び善行者表彰の3種とする。

現 行

(自治功労者表彰)

- 第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを自治功労者としてその功績を表彰する。
  - (1) 市長として4年以上在職した者
  - (2) 副市長又は教育長として8年以上在職した者
  - (3) 議会議員として10年以上在職した者
  - (4) 選挙管理委員会委員、教育委員会委員、農業委員会委員、公平 委員会委員、監査委員又は固定資産評価審査委員会委員として 12 年以上在職した者
  - (5) その他条例又は規則の規定により設置された委員として 20 年以上在職した者
  - (6) 第1号から前号 までの職を通じてその在職期間が次の計算によ
  - り、合算して10年以上となる者
  - ア 第1号に規定するもの 100分の100
  - イ 第2号に規定するもの 100分の80
  - ウ 第3号に規定するもの 100分の65
  - エ 第4号に規定するもの 100分の50
  - オ 第5号に規定するもの 100分の40
  - (7) 第1号から前号までに掲げる者のほか、本市の自治及び公益に 関し、特に功労が顕著である者

(功績者表彰)

○京丹後市表彰条例

平成 16 年 7 月 7 日 条例第 241 号

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の自治功労者等に対する表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

改正案

(表彰の種類)

第2条 表彰は、自治功労者表彰、功績者表彰及び善行者表彰の3種とする。

(自治功労者表彰)

- 第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを自治功労者としてその功績を表彰する。
  - (1) 市長として4年以上在職した者
  - (2) 副市長又は教育長として8年以上在職した者
  - (3) 議会議員として10年以上在職した者
  - (4) 選挙管理委員会委員、教育委員会委員、農業委員会委員、公平 委員会委員、監査委員又は固定資産評価審査委員会委員として 12 年以上在職した者
  - (5) 削除
  - (6) 第1号から $\frac{第4号}{10}$ までの職を通じてその在職期間が次の計算により、合算して $\frac{10}{10}$ 年以上となる者
    - ア 第1号に規定するもの 100分の100
    - イ 第2号に規定するもの 100分の80
    - ウ 第3号に規定するもの 100分の65
    - エ 第4号に規定するもの 100分の50
  - (7) 第1号から前号までに掲げる者のほか、本市の自治及び公益に関し、特に功労が顕著である者

(功績者表彰)

- 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを功績者としてそ の功績を表彰する。
  - (1) 自治振興に特に功績のあった者(現に<u>第3条</u>第1号から第4号 までに規定する職にあるものを除く。)
  - (2) 教育、文化又はスポーツの振興に特に功績のあった者
  - (3) 社会福祉又は保健衛生の推進に特に功績のあった者
  - (4) 産業振興に特に功績のあった者
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、表彰することが適当と認められる 者

(善行者表彰)

第5条 善行が著しく市民の模範となる者は、これを善行者としてその善行を表彰する。

(表彰者決定の手続)

第6条 市長は、前3条の規定により表彰を決定しようとするときは、 あらかじめ第17条で定める京丹後市自治功労者等審査委員会の審査 に付すとともに、第3条の規定による者については、議会の同意を 得なければならない。ただし、緊急を要する場合は、京丹後市自治 功労者等審査委員会の審査を省略することができる。

(表彰の実施)

第7条 第3条から第5条までに定める表彰は、市長が表彰状に記念品を 添え、これを贈呈して行う。

(表彰者名簿)

第8条 被表彰者の氏名、事績その他必要な事項は、表彰者名簿に記録し、永久に保存するとともに市広報紙に掲載する。

(在職年数の計算)

- 第9条 第3条第1号から<u>第5号</u>までに該当する者の在職年数の計算は、次による。
  - (1) 在職期間は、その職に就いた日の属する月から退職した日の属する月までの期間とし、1年未満の端数が生じたときは、6月未満はこれを切り捨て、6月以上はこれを1年として計算する。ただし、端数が6月未満の場合であっても、市長において特別の理由があると認めたときは、1年に切り上げて計算することができる。
  - (2) 在職期間が中断したときは、前後の期間を通算する。

- 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを功績者としてそ の功績を表彰する。
  - (1) 自治振興に特に功績のあった者(現に<u>前条</u>第1号から第4号 までに規定する職にあるものを除く。)
  - (2) 教育、文化又はスポーツの振興に特に功績のあった者
  - (3) 社会福祉又は保健衛生の推進に特に功績のあった者
  - (4) 産業振興に特に功績のあった者
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、表彰することが適当と認められる 者

(善行者表彰)

第5条 善行が著しく市民の模範となる者は、これを善行者としてそ の善行を表彰する。

(表彰者決定の手続)

第6条 市長は、前3条の規定により表彰を決定しようとするときは、 あらかじめ第17条で定める京丹後市自治功労者等審査委員会の審査 に付すとともに、第3条の規定による者については、議会の同意を 得なければならない。ただし、緊急を要する場合は、京丹後市自治 功労者等審査委員会の審査を省略することができる。

(表彰の実施)

第7条 第3条から第5条までに定める表彰は、市長が表彰状に記念品を 添え、これを贈呈して行う。

(表彰者名簿)

第8条 被表彰者の氏名、事績その他必要な事項は、表彰者名簿に記録し、永久に保存するとともに市広報紙に掲載する。

(在職年数の計算)

- 第9条 第3条第1号から<u>第4号</u>までに該当する者の在職年数の計算 は、次による。
  - (1) 在職期間は、その職に就いた日の属する月から退職した日の属する月までの期間とし、1年未満の端数が生じたときは、6月未満はこれを切り捨て、6月以上はこれを1年として計算する。ただし、端数が6月未満の場合であっても、市長において特別の理由があると認めたときは、1年に切り上げて計算することができる。
  - (2) 在職期間が中断したときは、前後の期間を通算する。

現行

- (3) 同時に2以上の職を兼ねた期間は、そのいずれか一の職にあった期間によるものとし、前後職を異にする場合は、他の職にあった期間をその職にあった期間に換算するものとする。
- 2 前項に定める在職期間算定の基礎となる基準日は、12月31日と する。

(表彰の時期)

第10条 表彰は、毎年4月1日の市制記念日に行うものとする。ただし、 必要に応じ随時行うことができる。

(現職の特例)

第11条 現に市長、副市長又は教育長の職にある者については、第3条 の規定にかかわらず、その在職中は表彰を行わないものとする。

(遺族に対する表彰状等)

第12条 この条例によって表彰を受けるべき者が死亡したときは、表彰状及び記念品は、その遺族に贈与する。

(遺族の定義)

- 第 13 条 前条の遺族とは、被表彰者の死亡時における配偶者(内縁を含む。)、子、父母、祖父母及び兄弟姉妹とする。
  - 2 表彰状及び記念品又は弔電等を受ける遺族の順位は、前項に掲げる順序による。

(自治功労者の礼遇)

第14条 自治功労者に対しては、市が挙行する各種の儀式又は公会に 招待し、死亡したときは、遺族の届出により<u>花輪及び弔電を贈り、</u> 供典を行うものとする。

(礼遇の停止)

- 第15条 自治功労者が次の各号のいずれかに該当した場合は、その間 前条の礼遇を停止する。
  - (1) 市長、副市長、教育長及び議会議員の職にあるとき。
  - (2) 成年被後見人及び被保佐人であるとき。
  - (3) 破産して復権を得ない者であるとき。
  - (4) 前3号に掲げる者であるときのほか、市長において不適当と認める者であるとき。

(礼遇の廃止)

第16条 自治功労者が次の各号のいずれかの者に該当した場合は、第

改正案

- (3) 同時に2以上の職を兼ねた期間は、そのいずれか一の職にあった期間によるものとし、前後職を異にする場合は、他の職にあった期間をその職にあった期間に換算するものとする。
- 2 前項に定める在職期間算定の基礎となる基準日は、12月31日と する。

(表彰の時期)

第10条 表彰は、毎年4月1日の市制記念日に行うものとする。ただし、 必要に応じ随時行うことができる。

(現職の特例)

第11条 現に市長、副市長又は教育長の職にある者については、第3条 の規定にかかわらず、その在職中は表彰を行わないものとする。

(遺族に対する表彰状等)

第12条 この条例によって表彰を受けるべき者が死亡したときは、表彰状及び記念品は、その遺族に贈与する。

(遺族の定義)

- 第13条 前条の遺族とは、被表彰者の死亡時における配偶者(内縁を含む。)、子、父母、祖父母及び兄弟姉妹とする。
- 2 表彰状及び記念品又は弔電等を受ける遺族の順位は、前項に掲げる順序による。

(自治功労者の礼遇)

第14条 自治功労者に対しては、市が挙行する各種の儀式又は公会に 招待し、死亡したときは、遺族の届出により<u>花輪、弔電及び弔慰金</u> を贈るものとする。

(礼遇の停止)

- 第15条 自治功労者が次の各号のいずれかに該当した場合は、その間 前条の礼遇を停止する。
  - (1) 市長、副市長、教育長及び議会議員の職にあるとき。
  - (2) 成年被後見人及び被保佐人であるとき。
  - (3) 破産して復権を得ない者であるとき。
  - (4) 前3号に掲げる者であるときのほか、市長において不適当と認める者であるとき。

(礼遇の廃止)

第16条 自治功労者が次の各号のいずれかの者に該当した場合は、第

現 行

14条の礼遇を廃止する。

- (1) 公務に起因する犯罪により刑に処せられた者
- (2) 禁錮こ以上の刑に処せられた者

(自治功労者等審査委員会)

第17条 第3条に規定する自治功労者の選定

に関する諮問機関とし

て、京丹後市自治功労者等審査委員会(以下「審査委員会」という。) を置く。

- 2 審査委員会の委員の定数は、7人とする。
- 3 審査委員会の委員の任期は4年とし、補欠委員の任期は、前任者 の残任期間とする。

(庶務)

- 第18条 審査委員会の庶務は、秘書広報広聴課において処理する。 (委任)
- 第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成 16 年 3 月 31 日において合併前の峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町及び久美浜町の町長であった者(以下「旧町長」という。)で、かつ、合併前の峰山町自治功労者等表彰条例(昭和 40 年峰山町条例第 16 号)、大宮町表彰条例(昭和 47 年大宮町条例第 11 号)、網野町表彰条例(昭和 39 年網野町条例第 43 号)、丹後町表彰条例(平成10 年丹後町条例第 15 号)、弥栄町表彰条例(昭和 40 年弥栄町条例第 13 号)又は久美浜町表彰条例(昭和 47 年久美浜町条例第 21 号)(以下これらを「旧6町表彰条例」という。)の規定により自治功労者表彰の資格を有することとなる旧町長については、第 3 条各号の規定にかかわらず、同条に定める自治功労者として表彰することができるものとする。

改正案

14条の礼遇を廃止する。

- (1) 公務に起因する犯罪により刑に処せられた者
- (2) 禁錮こ以上の刑に処せられた者

(重複表彰の禁止)

第16条の2 第3条の規定により自治功労者として表彰を受けた者に 対しては、第4条及び第5条の規定による表彰は行わないものとする。

(自治功労者等審査委員会)

- 第17条 第3条から第5条までの規定に該当する者の選定及び表彰の 実施並びに自治功労者の礼遇の停止又は廃止に関する諮問機関として、京丹後市自治功労者等審査委員会(以下「審査委員会」という。) を置く。
- 2 審査委員会の委員の定数は、7人とする。
- 3 審査委員会の委員の任期は4年とし、補欠委員の任期は、前任者 の残任期間とする。

(庶務)

- 第18条 審査委員会の庶務は、秘書広報広聴課において処理する。 (委任)
- 第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成 16 年 3 月 31 日において合併前の峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町及び久美浜町の町長であった者(以下「旧町長」という。)で、かつ、合併前の峰山町自治功労者等表彰条例(昭和 40 年峰山町条例第 16 号)、大宮町表彰条例(昭和 47 年大宮町条例第 11 号)、網野町表彰条例(昭和 39 年網野町条例第 43 号)、丹後町表彰条例(平成10 年丹後町条例第 15 号)、弥栄町表彰条例(昭和 40 年弥栄町条例第 13 号)又は久美浜町表彰条例(昭和 47 年久美浜町条例第 21 号)(以下これらを「旧6町表彰条例」という。)の規定により自治功労者表彰の資格を有することとなる旧町長については、第 3 条各号の規定にかかわらず、同条に定める自治功労者として表彰することができるものとする。

現行

3 第3条から第5条までに規定する表彰に係る在職期間の計算については、合併前の峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町又は久美浜町において、第3条から第5条までの規定に掲げる職と同等の職とみなされる職にあった者については、当該職の在職期間を通算することができるものとする。

改正案

功労者は、第3条の規定により表彰された自治功労者とみなし、第14条から第16条までの規定を適用する。

3 この条例の施行前に旧6町表彰条例の規定に基づき表彰された自治

附 則(平成 17 年 12 月 26 日条例第 59 号)抄 (施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 19 年 3 月 29 日条例第 15 号)抄 (施行期日)
- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。 (京丹後市表彰条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号。以下「改正法」という。)附則第2条の規定により副市長として選任されたものとみなされた者の助役としての在職期間は、副市長の在職期間に通算する。
- 3 改正法附則第3条第1項の規定により、なお従前の例により在職する収入役(以下単に「収入役」という。)が在職する間は、第1条の規定による改正後の京丹後市表彰条例第3条第2号、第11条及び第15条第1号の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の京丹後市表彰条例第3条第2号、第11条及び第15条第1号の規定(以下この項において「旧規定」という。)は、なおその効力を有する。この場合において、旧規定中「助役」とあるのは、「副市長」とする。

4 この条例の施行前に旧6町表彰条例の規定に基づき表彰された自治功労者は、第3条の規定により表彰された自治功労者とみなし、第14条から第16条までの規定を適用する。

附 則(平成 17 年 12 月 26 日条例第 59 号)抄 (施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 19 年 3 月 29 日条例第 15 号)抄 (施行期日)
- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。 (京丹後市表彰条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号。以下「改正法」という。)附則第2条の規定により副市長として選任されたものとみなされた者の助役としての在職期間は、副市長の在職期間に通算する。
- 3 改正法附則第3条第1項の規定により、なお従前の例により在職する 収入役(以下単に「収入役」という。)が在職する間は、第1条の規定 による改正後の京丹後市表彰条例第3条第2号、第11条及び第15条第1 号の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の京丹後市表彰条例 第3条第2号、第11条及び第15条第1号の規定(以下この項において「旧 規定」という。)は、なおその効力を有する。この場合において、旧 規定中「助役」とあるのは、「副市長」とする。

## 附則

この条例は、公布の日から施行する。